

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人WING(以下「法人」という。)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

第 2 条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1)常勤の理事

理事会及び評議員会等の出席報酬、勤務報酬、退任慰労金及び出張旅費

(2)非常勤の理事及び監事

理事会及び評議員会等の出席報酬、勤務報酬、退任慰労金及び出張旅費

(3)評議員

評議員会等の出席報酬、勤務報酬及び出張旅費

2 退任慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支給することができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

理事会出席報酬等	報酬(1時間超/1日)
	5,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により費用弁償を支給することができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

評議員会出席報酬等	報酬(1時間超/1日)
	5,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬)

第 4 条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支給することができる。

理事長業務報酬等	報酬(4時間超/1日)
	8,000 円

- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支給することができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

理事業務報酬等	報酬(4時間超/1日)
	5,000 円

- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支給することができる。

監事監査指導報酬等	報酬(3時間超/1日)
	5,000 円

(出張旅費)

- 第 5 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

出張旅費等	交通費	宿泊料	日当
	旅費規程による		

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(退任慰労金)

- 第 6 条 退任役員に対する退任慰労金の金額は、評議員会が定める上限の範囲内で、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

- (1) 理事長
在任期間1年につき 50,000円以内
- (2) 理事、監事
在任期間1年につき 10,000円以内

- 2 在任期間の計算は、役員就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 退任慰労金は、役員を退任した時点において、現金にて支給する。
- 4 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。
- 5 各理事の具体的な金額については理事会において、監事ならびに評議員については評議員会での決議を経て、決定する。

(報酬等の支給方法)

- 第 7 条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応

じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 出席報酬等、勤務報酬等

理事会又は評議会に出席した、又は勤務した都度支給する。

(2) 出張旅費等 旅費規程による。

(3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3ヶ月以内

2 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退任慰労金にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(兼務役員)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月21日より施行し、同年4月1日より適用する。

